

板橋区老朽建築物等対策検討会議設置要綱

平成27年7月3日区長決定

平成28年7月1日区長決定

平成29年4月1日部長決定

平成30年4月1日部長決定

令和3年3月19日区長決定

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に規定する空家等対策計画及び老朽建築物の対策計画を併せて策定した「板橋区老朽建築物等対策計画2025」(平成28年3月策定。以下「対策計画」という。)に基づき、老朽建築物等の対策の推進等について検討するため、板橋区老朽建築物等対策検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、対策計画において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 検討会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対策計画の作成、見直し等に関する事項
- (2) 老朽建築物等の情報交換に関する事項
- (3) 老朽建築物等の調査及び調整に関する事項
- (4) 特定空家等及び特定老朽建築物の指定及び勧告等に関する事項
- (5) その他、老朽建築物等に関し必要と認められる事項

(組織)

第4条 検討会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

2 会長は、検討会議を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

4 別表第1に掲げる者のほか、会長が必要と認める者を委員とすることができる。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部 会)

第6条 会議の円滑な運営を図るため、部会を設置することができる。

2 部会は別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 部会長は、部会の会務を総理する。

4 部会副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

5 部会は、検討会議に付議する事案について調整及び検討する。

6 別表第2に掲げる者のほか、部会長が必要と認める者を部会委員とすることができる。

(庶 務)

第7条 検討会議の庶務は、都市整備部建築安全課が処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備部長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

会 長	都市整備部長
副会長	都市整備部建築安全課長
委 員	政策経営部政策企画課長
	政策経営部経営改革推進課長
	政策経営部財政課長
	危機管理部防災危機管理課長
	区民文化部地域振興課長
	健康生きがい部生活衛生課長
	健康生きがい部おとしより保健福祉センター所長
	福祉部生活支援課長
	資源環境部資源循環推進課長
	都市整備部都市計画課長
	都市整備部建築指導課長
	都市整備部住宅政策課長
	土木部南部土木サービスセンター所長
	土木部北部土木サービスセンター所長
土木部みどりと公園課長	

別表第2 (第6条関係)

部 会 長	都市整備部建築安全課長
部会副会長	都市整備部建築安全課老朽建築物対策係長
部 会 委 員	政策経営部政策企画課総合調整係長
	政策経営部経営改革推進課経営改革係長
	政策経営部財政課財政担当係長
	危機管理部防災危機管理課危機管理係長
	区民文化部地域振興課地域振興係長
	健康生きがい部生活衛生課建築物衛生係長
	健康生きがい部おとしより保健福祉センター管理係長
	福祉部生活支援課庶務係長
	資源環境部資源循環推進課資源循環協働係長
	都市整備部都市計画課都市景観係長
	都市整備部建築指導課監察・調査係長
	都市整備部住宅政策課住宅政策推進係長
	土木部南部土木サービスセンター工事調整係長
	土木部北部土木サービスセンター工事調整係長

	土木部南部土木サービスセンター地域連携係長
	土木部北部土木サービスセンター地域連携係長
	土木部みどりと公園課みどり推進係長